

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 8 日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象 農林課
2. 監査の期間 令和 4 年 10 月 27 日から令和 4 年 11 月 8 日まで
3. 監査の範囲 令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】 契約の履行について

委託事業に係る実績報告の確認が不十分なものが認められた。

件名：村山市雪室施設管理運営業務委託契約

業務委託契約書及び仕様書に定める事業報告書等の事業実績を確認する書類の提出、保管が認められない。定められた報告書について、契約相手方に徴求するなど契約の履行の確保に努められたい。

【注意事項】 契約に係る事務の適正化について

件名：村山市雪室施設管理運営業務委託契約

当該契約に係る見積り合わせに使用する見積金額の明細の添付がない。

また、予算要求事務に使用する参考見積を徴していないため、予定価格の設定根拠が明確になっていない。

本事業は、指定管理方式から業務委託方式に変更された平成 31 年度以降契約金額が同一で推移しているが、上記の状況から、内容の確認及び見直しの要否の検討が十分に行われたか疑義が残るものとなっている。

契約事務の実施に当たっては、新規・継続の如何に関わらず、必要な書類については確実に徴求の上、提出された書類の内容を十分に精査、検討することにより、契約の適正性・透明性を確保するよう努められたい。